徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、民間事業者等が、徳島市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等を訪問し、宅食等を行うことにより、子ども等及びその家庭の 状況を把握し、見守り体制の強化を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この事業の対象者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 徳島市要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等
 - (2) その他市長が必要と認める者

(事業の内容)

- 第3条 この事業の内容は、事業実施団体が対象者の居宅を訪問し、次の各号について実施することとする。
 - (1) 子ども等及びその家庭の生活状況について観察し、育児状況を確認する。
 - (2) 弁当等の配達及び提供
 - (3) 市への情報共有
- 2 前項に規定する訪問は、原則として月1回程度以上実施するものとする。

(事業実施団体)

- 第4条 事業実施団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 事業実施年度の前年度において、徳島市内で子ども食堂等を月1回程度以上、定期的 に開設していること。
 - (2) 会則、規約、定款、寄附行為その他これらに類する規程を有すること。
- 2 次の各号に掲げる民間事業者等は、事業実施団体として登録できないものとする。
 - (1) 各種法令に違反しているもの
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び徳島市暴力団排除条例(令和元年徳島市条例第25号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由のあるもの
 - (3) その他市長が事業実施団体として不適当と判断したもの

(事業実施団体の登録)

第5条 この事業を実施しようとする団体は、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業実施団体 登録申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用申請)

第6条 この事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、徳島市子ども見守り 宅食緊急支援事業利用申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)及び徳島市が用意す るアンケートを提出することにより、事業実施団体の代表者に申請しなければならない。ただし、アンケートの提出については、第2条第1項第1号に掲げる者及び前年度より本事業を利用している者についてはこの限りでない。

(利用の決定)

第7条 事業実施団体の代表者は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を精査の上、利用の可否を決定し、徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業利用決定・却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により事業の利用決定を受けた申請者(以下「利用者」という。)は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに徳島市子ども見守り宅食緊急支援事業利用変更届(様式第4号)を事業実施団体の代表者に届け出なければならない。

(利用決定の取り消し等)

- 第9条 事業実施団体の代表者は、利用者が各号のいずれかに該当するときは、事業の利用決定を取り消すことができる。
 - (1) 利用者が、病院や児童養護施設等に入院入所したとき。
 - (2) 利用者から事業の利用中止の申し出があったとき。
 - (3) その他、利用者として徳島市長又は事業実施団体の代表者が適当でないと認めたとき。
- 2 事業実施団体の代表者は、前項の規定により事業の利用決定を取り消したときは、徳島市 子ども見守り宅食緊急支援事業利用取消通知書(様式第5号)により利用者に通知するもの とする。

(利用料)

第10条 事業の利用に係る利用者の利用料は無料とする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 市及び事業実施団体等は、個人情報の取り扱いに関し、徳島市個人情報保護条例(平成17年徳島市条例第1号)又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定により、適切かつ必要な措置を講じるものとする。

(台帳の整備)

第12条 事業実施団体は、この事業の利用者の状況を明確にするため、訪問記録表等を整備するものとする。

(期間)

第13条 この事業の実施期間は、国が定める「児童虐待防止対策支援事業の実施について」 (平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の補助 対象期間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

附 則 (改正 令和3年4月1日) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令和5年3月24日) この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (改正 令和6年3月29日) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。